

監査結果公表第3－4号

財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の内容の公表について

監査の結果に基づき講じた措置の内容について通知があったので、地方自治法第199条第14項及び八尾市監査基準第17条の規定により当該措置の内容を次のとおり公表します。

令和3年9月30日

八尾市監査委員	吉川 慎一郎
同	八百 康子
同	杉本 春夫
同	土井田 隆行

記

1 措置の内容の通知

令和2年度財政援助団体等監査の結果に対する措置

令和3年9月21日付け 八魅産第71号

八尾河内音頭まつり振興会

令和3年9月21日付け 八魅産第72号

一般社団法人八尾市観光協会

令和3年9月21日付け 八魅産第73号

八尾モール株式会社

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896（直通）

3 その他

措置の内容については、市役所本館3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

令和2年度財政援助団体等監査の結果に対する措置の内容
八尾河内音頭まつり振興会

指 摘 事 項	講じた措置又は経過
1 出納事務について (1) 出納簿の作成について 現金を取り扱う場合に収支及び資金残高の管理のために重要となる出納簿が作成されていないため、現金出納簿及び預金出納簿を記録するよう事務処理を改められたい。	措置状況 1. 措置済（令和3年4月1日） 令和3年度分の収支について、出納簿を作成しました。
(2) 支出の根拠となる領収書等の適切な保管について 市補助金や協賛金を主な収入としていることから、明瞭な会計責任を果たすため、経費執行の記録として、領収書等を適切に保管することが求められるが、支出申請書に領収書が添付されていないもの、領収書の金額が欠落し支出申請書と領収書との照合ができないもの、領収書の宛名が本会ではないものなどが見受けられた。支出申請書とともに支出の根拠となる領収書等を適切に保管するよう事務処理を改められたい。	措置状況 1. 措置済（令和3年4月1日） 令和3年度分の収支について、領収書等を適切に保管するよう事務処理を改めました。
(3) 仮払金の精算について 事業の運営においては、仮払による執行が必要となる場合があるが、支出及び精算等の記録がなく、また、仮払から精算まで1か月以上要した事例が多数見受けられたことから、仮払の記録を作成するとともに、適時に精算するよう事務処理を改められたい。	措置状況 2. 措置予定 仮払に係る支出及び精算等を記録するとともに、適時に精算を行うよう事務処理を改める予定です。

指 摘 事 項	講じた措置又は経過				
1 出納簿について 八尾市観光協会会計規則において、現金は現金残高を、毎日出納簿の残高と照合しなければならないと定められているが、現金出納簿は照合及び決裁されたことが確認できないので、複数の照合者及び決裁者の押印等証跡を残し、その責任を明らかにするよう事務処理を改められたい。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="692 230 836 268">措置状況</td><td data-bbox="836 230 1461 268">1. 措置済（令和3年4月1日）</td></tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="692 268 1461 636">現金出納簿について、事務局長及び事務局長補佐が照合し、決裁者として事務局長が押印し、証跡を残すよう事務処理を改めました。</td></tr> </table>	措置状況	1. 措置済（令和3年4月1日）	現金出納簿について、事務局長及び事務局長補佐が照合し、決裁者として事務局長が押印し、証跡を残すよう事務処理を改めました。	
措置状況	1. 措置済（令和3年4月1日）				
現金出納簿について、事務局長及び事務局長補佐が照合し、決裁者として事務局長が押印し、証跡を残すよう事務処理を改めました。					
2 損益計算書の内訳について 損益計算書において、市受託事業であるふるさと納税事業の収入については、ふるさと納税事業収入と市事業受託金収入とに分けられており、支出については、人件費等の手数料分に見合う間接経費が受託事業費として計上されていないので、事業に対する収支を明らかにするよう企業会計原則に基づき事務処理を改められたい。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="692 636 836 674">措置状況</td><td data-bbox="836 636 1461 674">2. 措置予定</td></tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="692 674 1461 1077"> 人件費以外の支出は収入に対応して区分した記帳を過去から継続して実施しており、人件費はこれまですべて販管費として記帳してきました。 令和3年度以降の損益計算書において、職員別の職務にかかる時間を分析し、当該時間で按分し、収入に対応する支出と販管費に区分することについて、市、税理士と3者で協議を進めていきます。 </td></tr> </table>	措置状況	2. 措置予定	人件費以外の支出は収入に対応して区分した記帳を過去から継続して実施しており、人件費はこれまですべて販管費として記帳してきました。 令和3年度以降の損益計算書において、職員別の職務にかかる時間を分析し、当該時間で按分し、収入に対応する支出と販管費に区分することについて、市、税理士と3者で協議を進めていきます。	
措置状況	2. 措置予定				
人件費以外の支出は収入に対応して区分した記帳を過去から継続して実施しており、人件費はこれまですべて販管費として記帳してきました。 令和3年度以降の損益計算書において、職員別の職務にかかる時間を分析し、当該時間で按分し、収入に対応する支出と販管費に区分することについて、市、税理士と3者で協議を進めていきます。					

八尾モール株式会社

指 摘 事 項	講じた措置又は経過				
1 退職給付引当金の計上について 社員就業規則において、退職金規定に定める退職金を支給するとされている。退職給付引当金の繰入額は、自己都合により退職した場合の期末の勤続年数の支給率で計算するところを、期末に定年退職した場合の支給率で計算していたため、適切な処理をされたい。	<table border="1"> <tr> <th data-bbox="694 230 837 268">措置状況</th><th data-bbox="837 230 1461 268">2. 措置予定</th></tr> <tr> <td data-bbox="694 268 837 631"></td><td data-bbox="837 268 1461 631"> 退職給付引当金について、退職金規定に基づき、適正な事務処理を行うよう改めます。 </td></tr> </table>	措置状況	2. 措置予定		退職給付引当金について、退職金規定に基づき、適正な事務処理を行うよう改めます。
措置状況	2. 措置予定				
	退職給付引当金について、退職金規定に基づき、適正な事務処理を行うよう改めます。				